

基本財産管理規程

2011年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「当法人」という。）の基本財産の取得、維持、保存及び運用（以下、「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 本規程で「基本財産等」とは、以下に掲げるものをいう。
(1) 理事会で基本財産とすることを議決した財産
(2) 設立日以後に基本財産として寄付された財産

(管理責任者)

第4条 基本財産等の管理責任者は、理事長とする。

(基本財産等の管理方式)

第5条 基本財産等のうち、現金は、確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管するものとする。
2 基本財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中した管理運用を行わないものとする。

(基本財産の処分)

第6条 当法人の基本財産にあつては、当法人の経営・収支状況に照らし、やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、処分または担保に提供することができる。
2 前項の処分または担保提供については、理事会において議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(基本財産等の果実)

第7条 基本財産から生ずる果実は、事業費、管理費等に充当するものとする。

(理事会の関与)

第8条 基本財産の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、理事長は、その議決された方法に従い、管理運用を行うものとする。
2 理事長は、基本財産の運用替えを行った際には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(情報の収集等)

第9条 基本財産の保全を図るため、事務を担当する職員は、金融機関の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを理事長及び役員に報告するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(2)に従ってなす。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。